見守り新鮮情報

不安をあおって契約させる給湯器の点検商法に注意

屋根工事や分電盤の
点検商法にも注意！

©Kurosaki Gen

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス**給湯器**の**点検**に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。**高額**だし**不審**なのでこの契約をやめたい。

（70 歳代）

ひとこと助言

- ●点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- ●点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- ●購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- ●給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10 年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- ●契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは台東区消費生活センターへご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第478号（2024年3月12日）発行：独立行政法人国民生活センター

台東区消費生活センター　☎03-5246-1133
【相談時間】　月～金曜日（祝日・年末年始除く）　午前 9 時～午後 4 時